

第 6 回 多重債務相談スキルアップ講座開催のお知らせ

秋田なまはげの会は、平成 19 年から秋田県内で多重債務問題の相談・解決支援を行っている団体です。会員は多重債務当事者のほか、弁護士・司法書士・税理士・行政職員・消費生活相談員・保健師などで構成されております。

当会では平成 24 年度から「多重債務相談スキルアップ講座」を開催し、これまでに県ならびに 17 の市町の職員、社協職員、民生委員、福祉・生活・労働団体に所属されている方々が講座を受講されました。

多重債務者を救済するには、単に債務整理を行うだけではなく、「生活再建」を視野に入れた支援が必要です。近年の債務相談には貧困問題も加わり、税金や公共料金、家賃の滞納など「解決できない債務」を抱えたかたが増加しています。これらの問題を解決するには一つの窓口だけでなく、関連する機関・団体が連携し救済にあたる必要があります。

多重債務問題ならびに多重債務の周辺にある問題への理解や知識を深め、多重債務者の生活再建に必要な制度の活用、さまざまな機関・団体との連携を考え、実践していくための講座です。

講座では事例検討を中心に据え、法律的な検討のほか、活用できる制度やサービスについての検討も行います。情報交換の時間も設け、受講者からの情報提供や活動報告など、受講者同士の交流も行いたいと考えております。

これまでの受講者を通じて、新たな連携が始まっています。みなさまの申込みをお待ちしております。

記

日 時 平成 28 年 12 月 10 日、12 月 17 日（全 2 回、両日とも土曜日）
10 時～16 時（昼休憩 1 時間含む・15 時～16 時は自由参加の情報交換）
場 所 秋田市文化会館（秋田市山王）第 5 会議室 無料駐車場あり
受講料 無料（平成 28 年度自殺防止対策事業）
定 員 30 名

本講座の受講は各種団体や、自治体などに所属されている方（下記参照）に限らせていただきます。※一般の方の受講はできません

・ 県、市町村の相談業務・徴税業務・福祉保健業務担当者

- ・自殺予防関連の活動をしている団体に所属されている方
- ・医療、労働、高齢者・障がい者等の相談・支援を担当されている方
- ・民生児童委員、保健師など、地域の見守り活動をされている方
など

講座日程 別紙参照

講座内容 事例検討（受講者からテーマに沿った事例や困っていること、知りたいことなどを提出していただき、利用できる制度や助言方法などを受講者間での討議し、弁護士・司法書士からの助言等を行います）
※事例検討のほか、受講者間の情報交換の時間も設けます

注意事項：講座に無断欠席されたかたへの資料郵送は行いません

事例を提出される場合、講座進行の関係上該当する講座には出席くださるようお願いいたします

事例は相談者の属性（性別・年齢・職業など）がわかるように記載ください。氏名・住所などの情報は不要です

申込方法 郵送・FAX・メールでお申込みください

<郵送先> 〒010-0951

秋田市山王6丁目22-6 ラポール山王郷A-1

秋田なまはげの会

<FAX番号> 018-862-2253

<メールアドレス> akitanamahage2007@yahoo.co.jp

※メール申込の場合、件名に「多重債務相談スキルアップ講座申込」と入れてください。また、申込者のメールアドレスに上記アドレスからの受信ができるよう設定をお願いいたします

申込締切 平成28年11月30日（水）

申込者が定員を超える場合、全日程受講者を優先します

受講決定者には、受講決定通知を送付いたします

問合せ先 秋田なまはげの会

018-862-2253（電話・FAX兼用）

電話でのお問い合わせは、水曜日 15時～20時、土曜日 13時～15時の間をお願いいたします

メールでのお問い合わせは上記アドレスまでお願いいたします

第6回多重債務相談スキルアップ講座・日程

本講座は、受講者のみなさまから提出いただいた事例をグループで検討しながら、多重債務にかかわる知識や解決方法を学んでいきます。

1回目 12/10 (土)	10:00~12:00	事例検討① 「借金の当事者が死亡した場合」 たとえばこんな事例 ・債務者が死亡し、連帯保証人になった債務の請求を受けた ・両親離婚後20年以上会っていない父が死亡し、相続人宛という通知が届いた
	12:00~13:00	昼食休憩
	13:00~15:00	事例検討② 「時効を考える」 たとえばこんな事例 ・債権回収業者や、債権回収業務を委託された弁護士からの請求 ・放置していた借金が裁判になった
	15:00~16:00	情報・意見交換 (自由参加)
2回目 12/17 (土)	10:00~12:00	事例検討③ 「家庭の問題と借金」 たとえばこんな事例 ・借金が原因で離婚をするが、住宅ローンはどうなるか ・奨学金を借りたが家族の生活費に使われた
	12:00~13:00	昼食休憩
	13:00~15:00	事例検討④ 「ヤミ金・悪質商法の被害による借金」 たとえばこんな事例 ・スマホやタブレットを送付すれば融資すると言われ、ヤミ金とは知らず送付してしまった ・マルチ商法に加入するため、サラ金から借金したが、儲からず借金返済も苦しい
	15:00~16:00	情報・意見交換 (自由参加)